南大阪国際語学学校 学則細則

第1章　授業運営

第1条　授業時間及び時限

1. 1時限は45分とし、1日4時限、週20時間を原則とする。
2. 授業時間は以下のとおりとする（事情により変更する場合もある）。

時間割（月～金）午前クラス		時間割（月～金）午後クラス	
1限目	9:30～10:15	1限目	13:30～14:15
2限目	10:15～11:00	2限目	14:15～15:00
3限目	11:10～11:55	3限目	15:10～15:55
4限目	11:55～12:40	4限目	15:55～16:40

3. 年間授業時間は進学2年課程、進学1年6か月課程は800時間、特定技能1年課程は776時間とする。

第2条　学期

学期は4月から9月を前期、10月から翌年3月を後期とする。

第3条　休講

次の各号に該当する場合は、当該授業を休講とする。

1. 気象警報による休講

午前7時の時点で、学校所在地において暴風警報、大雨警報、特別警報その他これに準ずる警報が発令されている場合は、午前の授業を休講とする。
また、午前11時の時点で同様の警報が発令されている場合は、午後の授業も休講とする。

2. 感染症による休講（学級閉鎖）

感染症の流行により、同一クラスの在籍学生のうちおおむね3分の1以上が出席停止となった場合は、当該クラスを学級閉鎖とし、休講とすることがある。

3. 災害・交通機関等による休講

地震、台風、豪雨その他の自然災害、または交通機関の大規模な運休・事故等により、学生の安全な通学が困難と判断される場合は、休講とする。

4. 学校判断による休講

前各号に定めるもののほか、校長が教育上または安全上必要と判断した場合は、臨時に休講とすることがある。

第4条　補講

休講等により実施できなかった授業については、必要に応じて補講を行うものとする。補講は、原則として当該授業と同一の内容を扱い、正規の授業として取り扱うものとし、出席率および授業時間数に算入する。補講の実施方法については、授業時間の変更、別日程での実施等、学校が適切と判断する方法により行うものとする。

第5条　補習

1. 学校は、定期的に実施する復習テストの結果に基づき、学習理解が不十分と認められる学生に対して、補習および課題の提出を課すことがある。
2. 復習テストの得点が 60 点以下の学生については、当該テストの出題範囲に基づく課題を課すものとする。
3. 復習テストの得点が 2 回連続して 50 点以下であった学生については、週 3 時間の補習を課すものとする。
4. 補習は、原則として復習テストの出題範囲内の学習内容を修了するまで継続して実施するものとし、補習の最終日には再試を行う。
5. 補習は、正規の授業には含めず、出席率および授業時間数には算入しない。

第6条　時間割変更

学校は、教育上または運営上必要があると認めた場合、授業の時間割を変更することがある。時間割を変更する場合は、原則として事前に学生に通知するものとし、学生は変更後の時間割に従って出席するものとする。

第2章　出席

第7条　遅刻・早退・欠席

1. 授業開始時刻から 10 分以上経過して入室した場合は、「遅刻」ではなく 1 単位時間を欠席したものとして取り扱う。

2. 授業終了時刻の 10 分以上前に退室した場合は、「早退」ではなく 1 単位時間を欠席したものとして取り扱う。

3. 遅刻または早退が 3 回に達した場合は、1 単位時間を欠席したものとして取り扱う。

4. 休憩時間終了後の遅刻についても、遅刻として取り扱い、出席率の算定に含めるものとする。

第8条　公欠の取り扱い

次の各号に該当し、かつ証明書類を担当教員に提出した場合は、公欠として取り扱う。

1. 進学、就職または資格取得等を目的とする受験による欠席。ただし、当該受験日および、遠方での受験等により合理的に必要と認められる移動日を含むものとする。

2. 結婚、忌引（対象は二親等以内とし、期間は10日以内とする）、交通機関の事故・遅延・ストライキ等、やむを得ない事由により、学校が認めた欠席。

3. 感染症に罹患し、医師の診断により出席停止とされた場合。

4. 就職活動または就職先における研修等による欠席については、事前に学校に申請し、学校が認めた場合に限り、公欠として取り扱うことができる。

前項各号に該当する場合は、当該欠席については公欠または出席停止として取り扱い、出席率の算定において欠席には含めないものとする。

第9条　出席の記録

出席は毎時間ごとに確認し、出席簿に記録する。授業後、学生管理システムに記録し、学生にも共有する。

第3章　学習成果の評価及び認定

第10条　成績評価の方法

1. 成績評価は、試験評価およびパフォーマンス評価等を組み合わせて行うものとする。

2. 成績評価は、各レベル終了時に、科目ごとに実施するものとする。

3. 評価方法の詳細については、各科目の授業計画に基づき、入学時及び各科目授業開始時のオリエンテーションにおいて学生に開示する。

第11条　成績区分および合否

1. 成績は、当該レベルの到達目標を100点として換算し、次の区分により評価する。

A:80点以上

B:70 点以上 80 点未満

C:60 点以上 70 点未満

D:60 点未満

2. C 以上を合格、D を不合格とする。

第12条 再試

1. 成績評価において D 評価となった学生は、補習を受講した上で、再試を受験することができる。

2. 再試の結果が合格基準に達した場合は、当該科目の成績を C 評価として合格とする。

3. 再試の成績は、原則として C を上限とする。

第13条 追試

1. 追試とは、正当な理由により定期試験を受験できなかった学生に対して実施する代替試験をいう。

2. 追試の対象となる正当な理由とは、公欠、感染症による出席停止、交通機関の事故・遅延、その他学校が認めた事由とする。

3. 追試を希望する学生は、原則として事前または事後速やかに学校に申請しなければならない。

4. 追試の成績評価は、本試験と同等に取り扱うものとする。

第14条 成績の算出方法

1. 成績は、試験評価、課題評価、パフォーマンス評価等を総合して算出するものとする。

2. 各評価項目の配点および割合については、各科目のシラバスに定めるものとする。

3. 成績の算出にあたっては、100 点満点に換算して評価する。

4. 算出された成績は、小数点以下を四捨五入して整数とする。

第15条 成績の表示

1. 成績表には、各科目の成績を、A、B、C、D の評価記号により表示するものとする。

2. 成績表には、前項の科目別成績に加え、各科目における言語活動別の到達状況について、別に定める基準に基づき評価を行い、表示するものとする。

3. 成績表には、学習態度および学習姿勢に関する評価として、「自律」「協働」「異文化間理解」の各

観点について、別に定める基準に基づき評価を行い、表示するものとする。

4. 前各項に定める成績表示は、学習成果の記録および学習指導の参考資料として用いるものとし、進級および修了の判定は、別に定める進級要件および修了要件に基づいて行うものとする。

第4章　進級及び修了の認定

第16条　進級の認定

1. 学生は、原則として各レベルの学習を修了した時点で、次のレベルに進級するものとする。

2. 成績評価において D 評価となった科目がある場合であっても、補習および再試を受験し、当該科目の学習内容について一定の到達が認められた場合は、進級を認めるものとする。

3. 学習状況、出席状況その他の事情により、次のレベルへの進級が困難であると学校が判断した場合は、当該学生について、原級留置、その他必要な措置を講じることがある。

4. 進級の最終的な判定は、学校がこれを行う。

第17条　修了の認定

1. 修了の認定は、教育課程に定められた全ての授業科目について、成績が C 評価以上であり、かつ在籍期間中の総出席率が原則として 80%以上であることを基準として行う。

2. 成績評価において D 評価となった科目がある場合であっても、補習および再試を受験し、当該科目について C 評価以上の到達が認められた場合は、修了要件を満たしたものとみなす。

3. 出席率が 80%に満たない場合であっても、やむを得ない事情があり、かつ学習成果が十分であると学校が判断した場合は、修了を認めることがある。

4. 修了の最終的な認定は、校長がこれを行う。

第5章　学生の遵守事項

第18条　校内秩序の保持

学生は、本校の教育活動が円滑に行われるよう、校内の秩序を保持し、教職員の指示に従わなければならない。

第19条　学習態度

学生は、授業に真摯に取り組み、学習に必要な態度および行動を心がけなければならない。

第20条　禁止事項

学生は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

1.　授業の妨害その他、他の学生の学習を阻害する行為

2.　試験および課題等における不正行為

3.　教職員の指示に従わない行為

4.　校内および校舎周辺における喫煙、飲酒その他の迷惑行為

5.　その他、学校の教育目的に反する行為

第21条　届出および報告

学生は、在学中の生活および進路等に関して、学校が定める事項について、必要な届出および報告を行わなければならない。

第22条　遵守事項の詳細

前各条に定める事項の具体的な内容については、別に定める「学生生活の手引き」により示すものとする。

第6章　休学・退学・懲戒

第23条　懲戒

学生が、学則その他本校の定める諸規則に違反し、または学生としての本分に反する行為を行った場合には、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことがある。

第24条　懲戒処分の種類

懲戒処分の種類は、訓告、停学および退学とする。

第25条　退学

次の各号のいずれかに該当すると認められる学生については、校長は、退学を命ずることがある。

1.　正当な理由なく出席が常でなく、かつ改善の見込みがないと認められる者

2. 学習態度が著しく不良で、修学の意思が認められない者

3. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為を行った者

4. 犯罪行為を行った者

5. 学費その他の納付金を、正当な理由なく所定の期日までに納入せず、催促を受けてもなお納入しない者

第26条　学費滞納による退学

学生が、正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、授業料を 3 か月以上滞納し、なお納入の見込みがない場合には、校長は、当該学生に対して退学を命ずることがある。

第27条　休学

1. 疾病その他やむを得ない事由により、30 日以上修学を継続することが困難となった学生は、その事由および休学期間を記載した休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

2. 休学の申請にあたっては、原則として診断書その他学校が必要と認める書類を提出しなければならない。

3. 休学期間中は、原則として授業への出席および成績評価の対象とはならない。

第28条　復学

1. 休学期間を満了し、または休学の事由が解消した学生が復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を得て復学することができる。

2. 復学にあたっては、学校が必要と認める場合、診断書その他の書類の提出を求めることがある。

3. 復学後のクラス編成および履修内容については、学校がこれを決定する。

第7章　証明書および事務手続

第29条　学生証

1. 学生には、入学時に学生証を交付する。

2. 学生証は、本校の学生であることを証明するものであり、学生はこれを常に携帯しなければならない。

3. 学生証を紛失した場合は、速やかに学校に届け出なければならない。

4. 学生証の再発行については、所定の手続きを行い、学校が定める手数料を納付するものとする。

5. 卒業、修了または退学の際には、学生証を学校に返却しなければならない。

第30条　各種証明書

1. 学校は、学生からの申請に基づき、在学証明書、出席証明書、成績証明書、修了見込証明書、修了証明書、退学証明書その他必要な証明書を発行する。

2. 証明書の発行を希望する者は、所定の申請手続きを行い、学校が定める手数料を納付しなければならない。

3. 証明書の発行に要する期間および手数料の額については、別に定めるものとする。

第31条　推薦書

1. 進学その他の目的により推薦書の発行を希望する学生については、学校が適当と認めた場合に限り、推薦書を発行することがある。

2. 推薦書の発行基準および手続きについては、別に定めるものとする。

第32条　届出および報告

1. 学生は、在学中の生活、進路、居住地、就労状況その他学校が指定する事項について、必要な届出および報告を行わなければならない。

2. 学生が前項の届出および報告を怠った場合には、在留資格に関する手続き、証明書の発行その他の事務手続きが行えないことがある。

3. 届出および報告の具体的な内容および方法については、別に定めるものとする。

第33条　委任

この細則に定めのない事項、またはこの細則の運用に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

第34条　改定

この細則は、必要に応じて学校がこれを改定することができる。

附則　　この細則は、令和9年4月1日より施行する。